



障害者福祉

心身に障害がある人のために

問 障害福祉課 ☎220-5711 FAX223-8856 保健予防課 ☎220-5785

※各種制度の申請などは、前橋市保健所内障害福祉課・保健予防課、大胡支所・宮城支所・粕川支所・富士見支所へ。身体・療育・精神の各種手帳を持っている人、自立支援医療の給付を受けている人は前橋市保健所内障害福祉課・保健予防課で住所変更の手続きをしてください。

前橋市の制度

見舞金・手当・共済制度

難病患者見舞金	難病医療法に規定する指定難病による医療給付を受けている人か、児童福祉法に規定する疾病で小児慢性特定疾病医療給付を受けている人(1人1回限りの支給)
人工肛門・人工膀胱受術者等見舞金	人工肛門・人工膀胱の造設手術を受けた人、または直腸か膀胱機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている人(1人1回限りの支給)
在宅重度障害児手当	20歳未満の在宅重度障害児を養育している保護者
障害児福祉手当	20歳未満の在宅で常時介護を必要とする障害児(所得制限あり)
特別障害者手当	20歳以上の在宅で常時特別の介護を必要とする障害者(所得制限あり)
特別児童扶養手当	20歳未満の在宅の障害児を監護している保護者(所得制限あり)
腎臓機能障害者等通院交通費補助	人工透析などのため通院する身体障害者手帳所持者(往復2km以上・市民税非課税者)
群馬県心身障害者扶養共済	身体障害者手帳1級～3級に該当する方・知的障害児(者)・精神障害者などを扶養している保護者

行動範囲の拡大

福祉タクシー利用券の交付	18歳以上で在宅の身体障害者手帳1級・2級か療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級で自動車税・軽自動車税の減免を受けていない人
自動車改造費の補助	上肢・下肢・体幹機能障害者など(所得制限あり)
介護用車両購入費の補助	下肢・体幹1級・2級の障害者(原則18歳以上)かその介護家族

福祉機器

補装具購入費・修理費の支給	身体障害児(者)など(所得制限あり、原則自己負担1割)
日常生活用具の給付	原則として在宅の重度障害児(者)など(所得に応じて自己負担あり)
難聴児補聴器購入費の補助	身体障害者手帳に該当しない18歳未満の難聴児を対象に補聴器購入費の一部を補助(自己負担、所得制限あり。所定の医師の診断書が必要)

〈以下は広告スペースです〉

前橋市内に10店舗! 群馬県指定 児童発達支援・放課後等デイサービス

こどもサークル

たとえば、こんなことが気になったら...

- 🌿 ことばがでない、増えない
- 🌿 動きがぎこちない
- 🌿 発音が不明瞭
- 🌿 名前を呼んでも振り向かない
- 🌿 落ち着きがなく、集中して遊べない
- 🌿 保育園や幼稚園の集団に入れない

見学相談 受付中

お問い合わせはお気軽に

●こどもサークル前橋	●こどもサークル前橋東	●こどもサークル荒牧	●こどもサークル駒形つなぐ園	●こどもサークル大友
前橋市元総社町190-4 2階 ☎ 027-289-2900	前橋市元総社町175-2 ☎ 027-280-6600	前橋市荒牧町1丁目44-8 ☎ 027-232-3600	前橋市駒形町1380-11 ☎ 027-266-2600	前橋市大友町3-1-12 ☎ 027-251-1000
●こどもサークル大胡	●こどもサークル住吉	●こどもサークル上小出	●こどもサークル前橋(放デイ)	●こどもサークル蒼海城前
前橋市堀越町352-6 ☎ 027-283-4500	前橋市住吉町2-10-21 ☎ 027-260-6600	前橋市上小出町2-27-7 ☎ 027-234-2300	前橋市元総社町190-2 ☎ 027-253-2600	前橋市元総社町2269-1 ☎ 027-210-5600

日常生活の援助

介護給付	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援
訓練等給付	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、就労定着支援、自立生活援助
地域相談支援給付	地域移行支援、地域定着支援
障害児通所給付	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
おむつサービス(紙おむつの給付)	在宅の特別障害者手当、障害児福祉手当受給者など
地域生活支援事業	移動支援、相談支援、意思疎通支援、日中一時支援、訪問入浴サービス、登録介護者・サービスステーション事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、医療的ケア支援、成年後見制度利用支援など

住宅

重度身体障害児(者)住宅改造費補助	在宅の両上肢・下肢・体幹の1級・2級か視覚1級(所得制限あり)
-------------------	---------------------------------

その他の制度

有料道路・バス・JR・航空・タクシー料金の割引、NHK放送受信料の減額・免除、所得税・市民税の控除、自動車税・軽自動車税・自動車取得税の免除、公共施設などの利用料の割引、自立支援医療の給付(更生医療、育成医療、精神通院医療)など

相談支援事業所

委託事業所名	所在地	電話/FAX
前橋市障害者生活支援センター	日吉町二丁目17-10	☎236-0001 FAX236-0020
赤城野荘障害者相談支援事業所		
あいにて相談支援事業所	上佐鳥町560-3	☎289-4433 FAX287-4657
青空相談支援事業所	上増田町57-1	☎266-2500 FAX266-2511
ピアーズ(地域活動支援センター I 型兼)	日輪寺町176-1	☎230-8017 FAX230-8018
指定相談支援事業所ドアーズ	下大島町596-1	☎266-8826 FAX266-1615
障がい福祉相談支援事業所ぽっか	新前橋町16-36新前橋ビル101	☎226-5272 FAX226-5292
あかぎ相談支援事業所	富士見町小沢117-7	☎289-5327 FAX289-3450
相談支援事業所ゆりのき	江木町1241	☎269-2531 FAX269-2532

障害者福祉

〈以下は広告スペースです〉

障がい・難病のある方々の「気分よく生きる」をお手伝いします!

働いても長続きしない
人間関係がうまくいかない
周りになじめない
外に出るのが不安

一緒に考えてみませんか?
障がい者手帳、自立支援医療受給者証をお持ちでない方も是非お問合せ下さい

ワークスタジオ群馬
前橋市天川大島町1203-1 金井ビル2F
☎027-261-3055

就労移行支援事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援B型事業所
グループホーム

ワークスタジオ前橋
ワークスタジオ高妻
自立訓練スタジオ香妻
ワークスタジオオラス
ワークスタジオハウス




一般就労が困難な方
ボーデンにご相談ください!!

自立への第一歩に、ボーデンに通ってみませんか?
「ボーデン」では、時給制の工資をお支払いさせて頂くので、「働く」という社会との繋がりを実感して頂くことができます。

お問い合わせ先 ☎027-289-9247

株式会社 俣青会 就労継続支援B型事業所

ボーデン Bowden

〒379-2152 前橋市下大島町615番地1
http://houkoukai.co.jp

送迎サービスもご用意です!
お気軽にご相談ください!

【受付時間】8:30-17:30 【定休日】 土曜、日曜日




地域活動支援センター

施設	所在地	電話/FAX
ピアーズ(相談支援事業所兼)	日輪寺町176-1	☎230-8017 FAX230-8018
第一福祉作業所	上佐鳥町539-2	☎289-6565
第二福祉作業所	上佐鳥町539-2	☎265-4993
第三福祉作業所	元総社町二丁目20-6	☎254-5411
大胡福祉作業所	堀越町607-1	☎280-2989
宮城福祉作業所	鼻毛石町2271-8	☎280-2448
粕川福祉作業所	粕川町前皆戸194-1	☎285-6060
富士見福祉作業所	富士見町小沢117-4	☎288-7989
あざみ	西片貝町二丁目132	☎223-0331
ひまわり	広瀬町一丁目31-13	☎263-8218
ももの木	茂木町258-2	☎289-8895
ポプラ	新前橋町17-30	☎251-0003

※ピアーズ以外のFAX番号は、電話番号と同じです。

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に入出入りできます。

フラットな入り口



ベビーカーでも簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。



徹底して
見守るよ!

障害者の医療費助成

問 国民健康保険課 ☎257-0680

重度心身・高齢重度障害者医療とは

対象となる人	主な届け出場所	支援の内容
次の①～⑤のいずれかの障害がある人 ① 身体障害者手帳1級または2級 ② 障害年金1級相当(※1) ③ 特別児童扶養手当1級 ④ 療育手帳A判定 ⑤ 知能指数(IQ)35以下	市役所国民健康保険課24番窓口、 大胡・宮城・粕川・富士見支所(※2)	重度心身障害者または高齢重度障害者にかかる医療費(保険診療の一部負担金)を福祉医療費で支給します。福祉医療費の支給を受けるためには、申請を行い、福祉医療費受給資格者証の交付を受ける必要があります。

※1障害年金1級程度の精神障害の状態にあると思われる方で障害年金の受給ができない人は、群馬県に判定依頼が可能です。該当する人は問い合わせてください。

※2一部の手続きは、城南支所または上川淵・桂萱・東・元総社・南橋市民サービスセンターでも届け出ができます。

※3令和5年8月から所得制限があります。詳しくは国民健康保険課にお問い合わせください。



電子申請はこちらから

重度心身・高齢重度障害者医療の届け出

	届け出が必要な場合	必要な書類
申請	上記①～⑤のいずれかの障害に認定されたとき	健康保険証、障害の程度を証する書類など ※個人によって必要な書類は異なります。事前に国民健康保険課に問い合わせてください。
	市外から転入したとき	
変更	住所、氏名または加入健康保険に変更が生じたとき	健康保険証、福祉医療費受給資格者証
喪失	市外へ転出するとき	健康保険証、福祉医療費受給資格者証
再交付	証を紛失、破損したとき	健康保険証

※窓口に来庁するときは、来庁する人の身分証明書を持参してください。

※変更および再交付の届け出はお持ちのスマートフォンなどから電子申請ができます。

※生活保護など、他制度から医療費の助成を受けられるようになったときは、国民健康保険課に申し出てください。

障害者福祉

発見!

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましよう。

エレベーター

怪我をしているときにも安心

車いすの方やキャリーバッグを持っている方など誰でも簡単に利用できます。

高さの違う記載台

車いすの方や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン

ひらく

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。